

都市整備建築課 からのお知らせ

☎ 6738

◆木造住宅耐震診断の希望者を募集します

市内の木造住宅所有者が耐震診断を希望する場合、市が耐震診断員を派遣して耐震診断を行います。

耐震診断を希望する場合は、対象住宅であるか確認の上、お申し込みください。

対象住宅

- 次の①～⑤の全ての要件に該当する住宅
- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）され、かつ、昭和 56 年 6 月以降に増改築されていないもの
 - ②一戸建て専用住宅または店舗等併用住宅で、地上階数が 2 階以下のもの（併用住宅は延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の延べ面積が 50㎡以下であること）
 - ③在来軸組構法または伝統的構法で建築された木造住宅
 - ④延べ床面積が 200㎡以下であること（200㎡を超える場合は、自己負担の増額あり）
 - ⑤自己所有で現在居住している住宅

募集期間

6 月 2 日（月）～ 8 月 29 日（金）

募集件数

3 件（応募多数の場合は抽選）

診断費用

自己負担額 1 戸当たり 16,000 円（延べ床面積が 200㎡を超える場合はお問い合わせください）

必要書類

- ▷ 申込書（都市整備建築課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます）
- ▷ 住宅場所の案内図
- ▷ 建築時期および延べ床面積が確認できるもの（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書などの写し）
- ▷ 外観 2 面以上の写真（正面・側面が確認できるもの）
- ▷ 概略平面図（建築確認申請書の添付図面があればその写し）

◆住宅リフォーム工事費用の一部を助成します

対象となるかた

十和田市に住宅を有し、かつ、その住宅に住んでいるかたで、市税などの滞納がないかた

対象となる既存住宅

1 戸建ての住宅（新築住宅は除く）

補助対象となる改修工事

- 次の①～④の全ての要件に該当するもの
- ①次のいずれかの住宅性能向上を満たすリフォーム工事で、交付要綱「住宅性能の適合基準」を満たすもの
 - ▷ 耐震性能▷ 省エネルギー性能▷ バリアフリー性能▷ 克雪性能▷ 防災性能の向上
 - ②上記総工事費の内、住宅性能向上に係るリフォーム工事費が 20 万円以上（瑕疵保険料含む）であること
 - ③市内に本店がある業者（個人事業者含む）で、建設業許可または瑕疵担保事業者登録をしている業者が施工するもの
 - ④市の交付決定後に着工し、平成 27 年 2 月中に完了実績報告書を提出すること

助成の額

- 耐震性能…総工事費の 20%（上限 60 万円）
- 耐震性能以外…総工事費の 10%（上限 20 万円）
- ※上記に加え、瑕疵保険料などの半額が加算できます。

申し込み方法

次の書類を都市整備建築課に提出してください。（業者代理可・郵送不可）

- ▶ 補助金交付申請書
- ▶ 各種添付書類（図面・工事費内訳書など）
- ※詳細は都市整備建築課備え付けのパンフレットおよび市ホームページをご覧ください。

受付期間

- 6 月 2 日（月）～ 11 月 28 日（金）
- ※申し込み受け付け後に審査の上、対象者に交付決定を通知します。交付決定前に工事着工した場合は対象となりません。また、ほかの補助制度と併用できない場合がありますのでご注意ください。
 - ※申請状況により、受付期間終了を待たずに締め切る場合があります。

